

令和6年

第2回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和6年2月26日 午後1時30分から

場 所 大磯町国府支所 2階 第1・2会議室

1 出席委員

1 番 安 池 雅 美

2 番 青 木 貞 治

3 番 二 宮 賢 一

6 番 平 原 則 子

7 番 竹 内 欣 也

8 番 石 井 雅 浩

9 番 鈴 木 洋 有

10 番 吉 川 正

11 番 添 田 政 夫

12 番 加 藤 正 和

13 番 柳 田 孝

15 番 欠員

16 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

5 番 古 正 輝 子 西 方 敬

3 遅刻委員

12 番 加 藤 正 和

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

吉 川 京 男 柏 木 博 松 本 常 男

5 出席事務局員

事務局長 熊 澤 晃

書 記 藤 野 陽 平、久保田 徳人

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議長 ただ今の出席委員は11名で、定足数に達しておりますので令和6年第2回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、5番古正輝子委員及び西方敬農地利用最適化推進委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、11番添田政夫委員と13番柳田孝委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。
では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、議案書の1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第4号1番を朗読・説明》

書記 議案第4号1番の内容につきましては、遊休化した農地を農地所有適格法人が購入し、活用するもので、農地の遊休化防止と有効活用が図られると考えられます。
今回も購入後に農地造成を行い、田から畑にして湘南ゴールドを栽培する予定になっています。
なお、2月14日に馬場地区担当の吉川正委員及び事務局で現地確認をしました。

議長 議案第4号1番につきましては現地確認をお願いした馬場地区担当の吉川委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番委員（吉川） 10番の吉川です。議案第4号1番の農地について、2月14日に私と事務局で現地確認を行いました。
当該農地は大部分が遊休化した田ですが、農地所有適格法人が買うことにより、農

地の遊休化防止と有効活用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と有効活用が図られるとのことでした。

それでは、議案第4号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 現在、農地造成を行っている場所にある農業用水路の暗渠管を、今朝、見てきましたが、雨が降った後にもかかわらず水量が少なかった。今回の農地も埋め立てとのことだが、更に暗渠管が延長されれば農業用水がほとんどでなくなってしまう危惧がある。

書記 今までは周囲からの水も流入して暗渠管に流れ込んでいたものが埋め立てた土砂に吸収されているのかもしれませんが。当該地区の南側には水田がありますので農業用水が来なくなると稲作ができなくなってしまうため、農地所有者である法人に対して何らかの対策を行うよう指導することになるかもしれません。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第4号1番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者多数により、議案第4号1番は原案とおりの決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、議案書の3ページから4ページの4件でございます。場所につきましては総会資料の2ページから5ページをご覧ください。

大磯町長より令和6年2月15日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

最初に議案第5号1番について説明します。

事務局 《議案第5号1番を朗読》

書記 議案第5号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は国府本郷地区の農業振興地域内の農用地の露地畑1筆です。借り手は、

平成２９年に農地中間管理事業により参入した一般法人です。借り手が営農拡大を行うことで地域農業の振興が図られると考えられます。

なお、２月１４日に国府本郷地区担当の吉川委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第５号１番につきましては、現地確認をお願いした国府本郷地区担当の吉川委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１０番委員（吉川正） １０番の吉川です。議案第５号１番の農地について、２月１４日に私と事務局で現地確認を行いました。

法人はすべての賃借農地を効率的に営農しており、当該農地を活用することで地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、地域農業の振興が図られるとのことです。

議長 では、議案第５号１番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 質疑がないようですので、議案第５号１番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第５号１番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に、議案第５号２番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第５号２番を朗読》

書記 議案第５号２番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の露地畑３筆です。借り手は、「かながわ農業サポーター」で、公益社団法人神奈川県農業会議の「農地中間管理事業の促進に関する法律」に基づく一括方式の賃貸借の新規設定となります。「かながわ農業サポーター」が農地を借りることで担い手の育成が図られると考えられます。

なお、２月１４日に西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

す。

議長 ありがとうございます。議案第5号2番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

13番委員（柳田） 13番の柳田です。議案第5号2番の農地について、2月14日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、「かながわホームファーマー」として神奈川県研修農園として利用されていましたが、今回、「かながわ農業サポーター」が農地を借りることで農地の遊休化防止と担い手の育成が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、地域農業の振興が図られるとのことです。

議長 では、議案第5号2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 質疑がないようですので、議案第5号2番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長 賛成者全員により、議案第5号2番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号3番については農業委員の二宮委員の親族が当該農地の貸借に関与しているため、「農業委員会等に関する法律」の第31条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされていますので、当該事案の審議開始から終了まで二宮委員には退室をお願いし、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

《二宮委員退室》

議長 では、議案第5号3番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第5号3番を朗読》

書記 議案第5号3番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は生沢地区の露地畑1筆です。借り手は、大磯町で柑橘類の栽培を希望し

ている新規就農者で、公益社団法人神奈川県農業会議の「農地中間管理事業の促進に関する法律」に基づく一括方式の使用貸借の新規設定となります。新規就農者が長期間借りることで農地の遊休化防止と担い手の育成が図られると考えられます。

なお、2月14日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第5号3番につきましては、現地確認をお願いした生沢地区担当の竹内委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7番委員（竹内） 7番の竹内です。議案第5号3番の農地について、2月14日に私と事務局で現地確認を行いました。

新規就農者が当該農地を長期間借りることで、農地の遊休化防止と担い手の育成が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と担い手の育成が図られるとのことでした。

議長 では、議案第5号3番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 当該農地はイノシシが出ませんか。獣害対策はどうなっていますか。

書記 電気柵等を設置する予定とのことでした。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第5号3番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第5号3番は原案とおりの決定いたしました。
採決が終わりましたので、二宮委員には入室・着席していただきます。

《二宮委員入室・着席》

議長 次に、議案第5号4番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第5号4番を朗読》

書記 議案第5号4番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は虫窪地区の露地畑3筆です。借り手は、認定新規就農者で、今回は1回目の再設定となります。認定新規就農者が継続して農地を借りることで、農地の遊休化防止と担い手の育成が図られると考えられます。

なお、2月14日に虫窪地区担当の松本推進委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第5号4番につきましては、現地確認をお願いした虫窪地区担当の松本推進委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（松本） 推進委員の松本です。議案第5号4番の農地について、2月14日に私と事務局で現地確認を行いました。

すべての農地はきちんと耕作されており、認定新規就農者が継続して農地を借りることで、農地の遊休化防止と担い手の育成が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と担い手の育成が図られるとのことでした。

議長 では、議案第5号4番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 受け手の農家は現在、約1ヘクタール（10,000㎡）の農地を耕作しているとのことですが、ひとりで全部の農地をきちんと耕作できているのでしょうか。

書記 普段は妻と二人で耕作をしていますが、農繁期は友人の農家などに手伝ってもらっているようです。

委員 当該農地が遊休農地だったことはないのか。

書記 農地所有者が農地の貸出しをするまでは耕作をしていましたので遊休化したことはありません。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第5号4番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第5号4番は原案とおりの決定いたしました。

以上で議案第5号の全ての審議が終了しました。

なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 次に報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願ひ」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号につきましては、議案書5ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の6ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、2月2日に国府本郷地区担当の吉川委員及び事務局で現地確認を行い、すべての農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした国府本郷地区担当の吉川委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番委員（吉川） 10番吉川です。報告第1号1番の農地について、2月2日に私と事務局で現地確認を行いました。

すべての農地はきちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号1番を終わりにします。

議長 次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書6ページと7ページの5件でございます。

事務局 《報告第2号1番から5番を朗読》

書記 報告第2号1番から5番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から5番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきまして
は、議案書8ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の7ページ
をご覧ください。

事務局 《報告第3号1番を朗読》

書記 報告第3号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備
しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 次に報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきまして
は、議案書9ページの3件でございます。場所につきましては、総会資料の8ページ
から10ページをご覧ください。

事務局 《報告第4号1番から3番を朗読》

書記 報告第4号1番から3番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も
含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第4号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和6年第2回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時24分)

議長 最後に、事務局から連絡、報告等があります。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

令和6年3月26日

大磯町農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員